

# 教育委員会定例会会議録

平成30年 6月21日（木）

## 教育委員会定例会会議録

平成30年6月21日午後3時00分教育長神原聡が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

会議出席委員は、次のとおり。

教育長 神原 聡    委 員 赤坂雅裕    委 員 城田禎行  
委 員 豊嶋常和    委 員 伊藤甲之介

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 岸 宏司	教育推進部長 中山早恵子
教育指導担当部長 吉野利彦	教育総務課長 小菅信二
教育施設課長 大谷 篤	学務課長 小池吉徳
教職員担当課長 阿部知宏	教育政策課長 坂田 哲
学校教育指導課長 青柳和富	社会教育課長 石井 亨
小和田公民館担当課長兼館長 山田佳世恵	鶴嶺公民館担当課長兼館長 三浦悦子
松林公民館担当課長兼館長 森井 武	南湖公民館担当課長兼館長 佐藤 勇
香川公民館担当課長兼館長 関 健次	青少年課長 岡本隆司
体験学習施設準備担当課長 仲手川 武	教育センター所長 高橋 励

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○神原教育長 ただいまから6月定例会を開催いたします。

日程第1 教委議案第32号平成31年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書の採択についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いします。

○学校教育指導課長 日程第1 教委議案第32号平成31年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書の採択について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

1ページをごらんください。本年度は中学校の特別の教科道德の採択が行われますが、それ以外の教科については小・中学校ともに採択がえはなく、平成31年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書の採択につきましては継続採択として、現在使用中の教科用図書と同一のものを採択することが法的に規定されております。したがって、前回の

本定例会でご承認いただきました平成31年度使用小中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針に基づきまして、平成31年度に使用する小・中学校及び特別支援学級教科用図書につきましては、2ページから5ページにお示しした平成30年度に使用している教科書と同一のものを採択いただきますようご審議のほどよろしくお願いいたします。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 特別支援学級の教科書で、附則第9条のほうは使わないという認識でよろしいでしょうか。

○学校教育指導課長 昨年度までは特に使っている方はいらっしゃらず、本年度は、学校から問い合わせが入っているところまでは聞いております。

○神原教育長 そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第1 教委議案第32号平成31年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書の採択については原案のとおり採択することはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第2 教委議案第33号茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則についてから日程第5 教委報告第15号茅ヶ崎市青少年会館条例の一部を改正する条例に関する専決処分についてまでの以上4件は、関連がありますので一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○体験学習施設準備担当課長 日程第2 教委議案第33号茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則についてから日程第5 教委報告第15号茅ヶ崎市青少年会館条例の一部を改正する条例に関する専決処分についてまでの4件の提案理由並びにその概要につきまして、一括してご説明いたします。なお、日程第4 教委報告第14号茅ヶ崎公園体験学習センター条例に関する専決処分について及び日程第5 教委報告第15号茅ヶ崎市青少年会館条例の一部を改正する条例に関する専決処分についてにつきましては、急施を要し委員会を招集する時間的余裕がございましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第4条の規定により専決処分をいたしたものでございます。ここに委員会のご承認をお願いしたく、同規則第5条第1項の規定により提案いたしました次第でございます。

条例、規則の提案理由並びにその概要の説明の順序につきましては、日程の順序とは異なり、最初に茅ヶ崎公園体験学習センター条例に関する専決処分について、次に茅ヶ崎公

園体験学習センター条例施行規則、次に茅ヶ崎市青少年会館条例の一部を改正する条例に関する専決処分について、最後に茅ヶ崎市青少年会館条例施行規則の一部を改正する規則の順とさせていただきます。

議案書の25ページをごらんください。まず、茅ヶ崎公園体験学習センター条例に関する専決処分についてにつきましてご説明いたします。

本案は、茅ヶ崎公園の公園施設として位置づける体験学習施設につきまして、その管理に関し必要な事項を定めるため提案するものでございます。

議案書26ページをごらんください。第2条では体験学習施設の名称を定めており、その名称は、茅ヶ崎公園体験学習センターといたしました。

第3条では、茅ヶ崎公園体験学習センターの休館日と開館時間は、規則で定める旨を規定しております。休館日につきましては毎月第2火曜日及び年末年始、開館時間につきましては午前9時から午後9時までと規則で規定しました。

第4条では集会室等の利用の承認等について、第5条では集会室等の連続使用日数等について規制しました。

第6条では利用の内容の変更について規制し、第7条では利用の承認の取り消しについて規定しました。

議案書28ページをごらんください。第8条では、集会室を利用する場合には使用料を納付することを定めています。

第9条では、使用料の減免につきまして、市または評議員会が主催、共催する場合は免除、市と密接な関係を有し、青少年の健全育成、または地域福祉の推進を図ることを目的とする公共的団体がその目的のために使用する場合は使用料の額の2分の1、教育委員会が特に必要があると認める場合はその都度教育委員会が定める額としました。

第10条では、既納の使用料の不還付についての規定をしました。

第11条では、集会室等を利用の承認を受けた目的以外の目的で利用することを禁止する旨を定めております。

第12条では物品の販売行為等の禁止を、第13条では特別の設備等の制限について規定しました。

第14条では、利用者等が集会室の利用を終了した等のときは原状に回復しなければならないこととし、第15条では、施設に損傷等を与えた場合の損害賠償を義務づけております。

議案書30ページをごらんください。第16条では入館の制限を規定し、第17条では管理上の立入りについて規定しました。

第18条では、施行に関する必要な事項は、茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則に定めることとしました。

施行期日につきましては、一部の規定を除き、平成31年1月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとしました。

また、本条例を提案するに当たり、茅ヶ崎市都市公園条例を一部改正し、有料公園施設に体験学習施設を位置づける旨を規定しました。

続きまして、議案書6ページをごらんください。茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則につきまして、その提案理由と概要をご説明いたします。

本規則は、茅ヶ崎公園体験学習センター条例の施行に関し必要な事項を定めるため提案するものでございます。

第2条では、休館日を毎月第2火曜日及び年末年始、第3条では、開館時間につきましては午前9時から午後9時までと規定しました。休館日、開館時間につきましては、昨年12月から今年の1月にかけて、(仮称)茅ヶ崎公園体験学習施設の管理運営の基本的な考え方についてパブリックコメント手続等を実施し、規定したものでございます。

議案書8ページをごらんください。第4条の利用の申請等につきましては、受付期間を議案書14ページの別表のとおり利用日当日までとし、市内と市外の利用者の始期については、市内の方は3カ月前の初日から、市外の方は2カ月前の初日からとしております。また、第4条から第10条につきましては、利用申請とその決定、使用料減免申請とその決定等、必要な手続について規定しました。

議案書10ページの第9条、第3号では、使用料の還付につきまして、利用者が利用開始前に取り消しをした場合は、既納の使用料の額の10分の8に相当する額としております。

議案書12ページをごらんください。第11条では責任者等を、第12条では遵守事項、第13条では利用後の報告、第14条では損傷等の報告、第15条では補則として「この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。」としました。

続きまして、議案書42ページをごらんください。茅ヶ崎市青少年会館条例の一部を改正する条例に関する専決処分についてご説明いたします。

本案は、海岸青少年会館・福祉会館複合施設再整備基本計画に基づき、茅ヶ崎市海岸青

少年会館を閉館するため提案するものでございます。

茅ヶ崎市青少年会館条例から海岸青少年会館を削り、平成31年1月1日から施行することとしました。

続きまして、議案書20ページをごらんください。茅ヶ崎市青少年会館条例施行規則の一部を改正する規則につきましてご説明いたします。

本規則は、茅ヶ崎市海岸青少年会館の閉館に伴い所要の規定を整備するため提案するものでございます。

茅ヶ崎市青少年会館条例施行規則から海岸青少年会館を削り、平成31年1月1日から施行することとしました。

説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 13ページの遵守事項に「喫煙をしないこと。」と書いてあるんですけれども、この辺のことはやっぱりしてあげるといいかなと思うところですので、それ以外にも、安全に利用してもらうためには、想定する中でさまざまな対応をしなければいけないかとは思いますが、その辺のことについて、今後こんなことをということがあればお聞かせ願えればと思います。

○体験学習施設準備担当課長 喫煙等に関しては、公園の中の施設ということと、また青少年等が利用するという点で十分周知徹底していきたいと思います。また、青少年課が所管していく上で、青少年課の職員が引き続き対応するわけなんですけれども、海岸青少年会館のノウハウということで、青少年の行動特性については熟知しています。ただ、今回、福社会館の利用者が継続して利用する可能性があります。そういった場合に、高齢者であったり、障害者の行動特性、この辺のところはまだまだ熟知していない点が多くあります。職員に向けて研修をして、事故を未然に防ぐため研修体制等をしっかりとやっていきたいと考えております。

○神原教育長 ほかにはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第2 教委議案第33号茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則について及び日程第3 教委議案第34号茅ヶ崎市青少年会館条例施行規則の一部を改正する規則については原案のとおり定め、日程第4 教委報告第14号茅ヶ崎公園体験学習センター条例に関する専決処分について及び日程第5 教委報告第15号茅ヶ崎市青少

年会館条例の一部を改正する条例に関する専決処分についての報告を承認することにより  
しいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、日程第2及び日程第3については原案のとおり決し、日程第4  
及び日程第5については承認することといたします。

次に、日程第6 教育報告第16号平成30年度部及び課の業務計画についてを議題といた  
します。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務部長 それでは、日程第6 教委報告第16号平成30年度部及び課の業務計画に  
ついてにつきまして、教育総務部長よりご報告をいたします。

初めに、茅ヶ崎市総合計画は、平成23年度から32年度までの10年間を計画期間とし、総  
合的かつ計画的な行政運営の指針を示す基本構想と、具体的事業内容を示す計画期間3年  
間の実施計画の2層構造となっております。茅ヶ崎市教育基本計画は、この総合計画と整  
合性を図り作成されているところでございます。

本日報告いたします業務計画は、総合計画の第4次実施計画を受けまして、30年度にお  
いて成果を重視した有効性の高い行政運営を目指すため、部の経営方針及び課の業務方針  
を定めるとともに、重点事業の内容及びスケジュールなどを明確にし、本年度どのように  
事業を進めていくかを示したものでございます。

資料の別冊の1でございます。資料1の「平成30年度 各部課の業務計画」の1ページ  
をごらんいただきたいと思っております。表の上段は、教育推進部の「1 平成30年度における  
部局の経営方針」でございます。ここでは、総合計画第4次実施計画の政策目標における  
3年間の目指すべき方向性と経営改善方針に沿った部局の経営方針を記載してございま  
す。教育推進部は、学校教育と社会教育を軸として、次世代育成のための施策の展開な  
ど、①から④の4つの経営方針を掲げてございます。次の「2 平成30年度業務の目指す  
べき方向性と重点事項」につきましては、教育基本計画第4次実施計画に基づき、次世代  
育成に向けた学校教育、社会教育の各施策を推進するとともに、各事業の成果、課題を踏  
まえながら、新たに発生した課題などを整理し、次期教育基本計画を策定するなど、7点  
を掲げてございます。

次ページの2ページから31ページまでが学校教育指導課から教育センターまでの6課、  
5公民館の業務計画となっております。

次に33ページをお開きいただきたいと思います。教育推進部につきましては、表の上段「1 平成30年度における部局の経営方針」としまして、児童・生徒、保護者、地域、市民、事業者からの学校や教育委員会に対する信頼を高め、質の高い教育活動を展開することを初めとしまして、①から⑤の5つの点を掲げてございます。次の「2 平成30年度業務の目指すべき方向性と重点事項」につきましては、学校施設の環境改善を図るため、中学校及び小学校の普通教室に空調設備の設置など6点を掲げ、30年度にどのように政策を進めるかを具体的に記載してございます。

最後になりますが、教育委員会内の各課の業務計画につきましては、教育推進部は2ページの学校教育指導課からが始まりでございます。教育総務部は34ページからとなっております。部の業務計画からブレイクダウンする方向で各課作成しているところでございます。2ページの学校教育指導課の業務計画を例に説明させていただきますと、上段の「1

施策目標の達成に向けた取り組み方針」につきましては、今年度、課としてどのように主たる事業を進めるのか、その内容などを盛り込んでおります。3ページ上段に「2 施策のねらい」を記載し、2ページ下段に「3 施策目標の達成に向けて重点的に取り組む事業」に各課の主要な事業を、その右隣には年間スケジュールを記載してございます。この内容につきましては、教育基本計画第4次実施計画、また、平成30年度教育予算の重要事項により、これまでの定例会でご説明してまいりました内容と重複いたしますので、本日は個別の事業についての説明は省略をさせていただきます。

なお、ただいま説明させていただきました資料につきましては、平成30年度当初の予定でございまして、今後事業を進めてまいります状況によりましては、スケジュール等が変更されることもありますことを申し添えさせていただきます。

簡単ですが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○神原教育長 それでは、教育推進部、教育総務部両部にわたる業務計画が今説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いたします。

○城田委員 30年度の事業計画ですので、入っていないのは当然だとは思いますが、触れておかなければいけないと思ひまして、大阪で痛ましい事故がありましたけれども、当市においても学校の施設の危険箇所というものは早速調査はされていると思ひますので、その辺の状況と対応についてご説明いただきたいと思ひます。

○教育施設課長 地震の発生した18日の午後、教育長の指示もあって、全ての小・中学校についてブロック塀の状況を確認させていただいております。ブロック塀につきまして

は、建築基準法施行令の中に仕様規定といたしまして、高さであるとか鉄筋の位置、基礎の形状などの規定がございますので、そういったものに違反しているものがないかどうかを中心に調査させていただいたというところでございます。

まず高さでございますが、ブロック塀につきましては、高さ2.2メートルを超えるものはつくれないということになっております。そこまで高いブロック塀は本市の小・中学校にはないという状況でございます。また、高さが1.2メートルを超えるものにつきましては控え壁というものを、3.4メートルピッチ以下で背面を設けなければいけないという規定もございますので、高いブロック塀についてはそういうものがついているのかどうかというところを確認させていただきました。なお、本市の小・中学校につきましては、1.2メートルを超えるブロック塀はございません。というところで、その辺は問題がないだろうというところは確認しております。

ブロック塀がある小・中学校はございますけれども、基本的には校庭周辺、フェンスの外側に、砂などが飛び出さないように2段から3段程度積んであるところが多いというのが実情でございます。その程度のものであれば、震度6とか7の地震が来たとしても転倒はしないだろうというふうに見ております。一部、松林中学校で、北側の道路面にコンクリートブロックを6段積んでいるところがございます。こちらにつきましてはかなり老朽化が進んでいるというところではありますが、実はコンクリートブロックは防球ネットの支柱で挟まれるように建ててあるというところがありまして、支柱でブロックを支えているような状況でございます。よほど鉄筋で支えるよりは頑丈に押さえてあるというような状況で、古いブロック塀ですけれども、こちらについても転倒するような状況ではないというふうに判断しております。

それからあと、ちょっと問題があると思われたのは、境界の塀ではないんですが、茅ヶ崎小学校の校庭にブロック塀が11段積みぐらい、2メートルちょっとの高さがあるんですが、多分、昔、ボールをぶつけるために設けたと思われるブロック塀があります。そちらはちゃんと控え壁がとってあって、現状も全然傾斜しているとか、割れているとかの状況は見られないので、安全上は支障がないだろうとは見ています。学校側としてもロープを張って、今は使えない状態にしてあるというところもありますので、学校側で問題なければ、撤去してしまうのがいいのかなというふうには思っております。ただし、象さんの絵などが描いてあって、ひょっとすると卒業記念に置いていかれたものなのかもしれませんので、その辺の経過も含めて茅ヶ崎小学校の件は調べていただいて、回答いただけるよう

にしてはございます。

ざっと状況は説明のとおりでございます。

○城田委員 ありがとうございます。今回、ブロック塀ということが取り沙汰されていますけれども、学校内における施設において、今あったように卒業記念みたいなものは意外と建築基準法とかに関係なく、卒業生の思いでつくったものもあるかもしれないので、そういうものも含めて、危険箇所はこれからも注意していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○赤坂委員 資料の11ページにフレイルチェックというのが書かれております。フレイルチェックをもう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○小和田公民館担当課長兼館長 フレイルチェックというのは、高齢になって筋力が落ちたり、それから心身の活力が下がったような状態をみずから楽しみながら、自分でチェックをしていくというものになります。具体的には、ふくらはぎを、自分の手で輪っかをつくって、これ以下になっていないか。実は女性ですと、細いほうがいいと思いがちなんですが、筋力が低下している状態ですよというのを自分ではかたり、それから、タタタタタタというのを、何秒間かにどのぐらい言えるかというのをはかれる機械があるので、そういったもので滑舌のチェックをしたり、あとは、よくあるんですけども、片足で立ち上がれるかなど、各ブースがあるので、自分たちが回ってチェックしながら、互いに話しながらというものと、運動機能をはかるものとは別に、今、健康寿命を伸ばすためにということで、社会的なかわりをはかるアンケートみたいなものがあるんですが、ボランティアをしているとか、定期的に通っている組織があるとか、サークル活動をしていますかというようなところも、社会とのつながりを聞く質問があって、それを高齢者がわかりやすく赤と青のシールで、みんなで見て、イエス、ノーがわかるようなものもあわせてチェックしながら、自分たちが今健康状態はどんなふうなのかというのをはかるものになっています。昨年度までは企画経営課の長寿社会推進担当がやっていたんですが、今年度からは高齢福祉介護課に移りまして、そちらと共催でやっているものになります。

○赤坂委員 よくわかりました。御高齢者による交通事故等が全国的に多発していますので、そういったことを防ぐことにつながると思いますので、とてもすばらしい取り組みだと思います。ぜひ茅ヶ崎市内の全公民館で、年に1回とは言わず2回ぐらい、できたら3回ぐらいやっていただけたらなと思います。

○小和田公民館担当課長兼館長 私の説明が足りなかったのですが、実は昨年度から各館

5館を回ってもらえるようにということで、5館全部で実施できるようになっています。今年度は、この企画をつくった段階でまだ日程調整をしている館もありましたので、載っていないところもあるんですが、全館で実施の予定でありますので。ただ、年1回でございます。そのほか、実は高齢福祉介護課のほうではコミセンなども会場としてやっておりますので、年間の日程スケジュールが出ることによって、市域全域でどこかでは参加できるという仕掛けにはなっておりますので、今後も継続的にできたらいいなとは思っております。ありがとうございます。

○豊嶋委員 今の公民館の続きなんですけれども、今大分高齢者の人が成果が上がっているようですけれども、小さいお子さん連れのお子さんのために、今度は香川公民館のところでお聞きしたいんですけれども、18ページ、香川公民館では小さいお子さんとの交流、親子でのリトミックですとかいろいろあるようですけれども、その辺は、集まる人数とか成果を教えていただきたいと思います。

○香川公民館担当課長兼館長 今、子ども事業といたしまして、リトミックですけれども、音楽、体を使って表現しながら、自分で感じながらやっているものでございまして、実際には、体験した方からは、非常によかったというお褒めの言葉をいただいております。また、子ども事業を行う際に大人が参加する際、どうしても託児というのが必要になってきます。要は、自分が参加したいんですけれども、お子さんがいらっやっってなかなか参加できない。そういったところが、各公民館それぞれなんですけれども、託児を設けて、保育ボランティアさんによって事業を実施しているというのがございます。

○豊嶋委員 やはり家でこもりがちになってしまってストレスもたまりますので、皆さんと仲よく交流することが子育てに大事かと思うので、また小さいお子さんを見ていただいて、託児していただいて、親子1対1でできるということはとてもいいことではないかと思いました。ありがとうございます。

○伊藤委員 幾つかあるんですけれども、1ページの2の黒丸の3つ目のところに「子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、学校における相談機能の向上に向けた支援」ということが書いてあるんですけれども、具体的にどのようなことを考えられているのかということでお話ししていただければなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○教育センター所長 教育相談機能の充実というところですが、茅ヶ崎では、全小・中学校32校に心の教育相談員という方を配置しております。年に3回、その方たちの相談研修、カウンセリングの研修を大学の先生に来ていただいて行っております。先日に第1回

があつて私も参加をいたしました。経年でここ数年、心の教育相談員をやっていたい  
ている方もいますので、相談内容としても、大学のゼミなどで扱うような内容が扱われて  
おりますので、そういうところで、日常子供が学校の先生以外の大人にもかかわる場面で  
の相談員のスキルアップに取り組んでおります。

○学校教育指導課長 学校では、特に中学校では教育相談と個別面談を合わせて年間3回  
ほど予定しております。この教育相談というのは、担任の先生のみならず、子供がリク  
エストした好きな先生と好きな相談をできるという期間を設けて、なるべく話しやすい先  
生といつでも相談できる体制をつくるというような形で行っている学校もあります。

○教育指導担当部長 今のに補足いたしますと、子供が希望するだけでなく、学校によっ  
ては学年会等で協議をして、この子にはこの先生が声をかけようみたいなことも取り組ん  
でいるところでございます。

○伊藤委員 すばらしい、より一層の充実をお願いしたいなと思っている次第です。

あと、2ページの1に「指導主事による学校訪問をはじめとして」と書いてあつて、こ  
れはすごく大事なことです。また今後も、指導主事が各学校を訪問してというのはす  
ごく大変なことだと思うんですけども、非常に効果があると私は思いますので、充実し  
ていただければと思います。

その下のほうに行くと、「改訂された学習指導要領」ということが書いてあるんですけ  
れども、これは具体的にどのような研修とかを考えられているのかということで、多分教  
育センターと連携しながらということになると思うんですけども、その辺でもし何かあ  
りましたら教えていただければと思います。

○教育センター所長 新しい学習指導要領に向けて、学校訪問にもかかわるんですが、毎  
年、初任者研修を初めとして多くの経験者研修に取り組んでおります。特に初任者に関し  
ては、これから先、その学習指導要領に基づいて学校教育に携わっていただきますので、  
初任者研修を初めとした研修で、指導主事が直接授業を見たり、話をする中で、そのエッ  
センスについては伝えてきているところでございます。

もう1点、それぞれの学校のニーズがございますので、その学校が例えば校内研究の中  
で小学校の英語であるとか、中学校、小学校の道徳の教科化などをターゲットに絞って取  
り組む場合は、学習指導講座として各校少なくとも1回、各学校で講師を呼んでできるよ  
うな枠組みをつくっておりますので、それを活用していただきながら、新しい学習指導要  
領の全面実施に向けて各学校で取り組んでいただいているところでございます。

○学校教育指導課長 学校教育指導課では、年間2回、教育課程編成研究協議会というものをして学校の管理職及び校内研究主任、または教務主任を対象として行っておりまして、最新の教育課程、新学習指導要領の情報を持っている講師に来ていただいて、新しい学習指導要領で授業を行うための具体的な方策などについてのヒントをいただいて、各学校で工夫して教育課程を編成できるように試みているところでございます。

○伊藤委員 ということは、管理職は校長先生も含まれるということで、校長先生のリーダーシップのもとに各学校でカリキュラムマネジメントなんかが進められるということだということですか。

○学校教育指導課長 第1回は7月に開催するのですが、そちらは校長先生を対象に行います。そして第2回のほうは、もう少し後になりますが、そちらでは教頭と校内研究担当職員などを対象にやりますので、第1回目は、カリキュラムマネジメントについても考えまして、学校長を対象として研修会を行うことにしております。

○伊藤委員 すばらしいですね、いいですね、もうどんと来いという感じ。ありがとうございます。

まだ幾つかあって、24ページに図書館のブックスタート事業というのが書いてあるんですけども、私は不勉強なので、どなたか説明をしていただける方はいらっしゃいますか。

○教育推進部長 ブックスタートですけれども、茅ヶ崎市に住んでいる生後7カ月から1歳6カ月までの赤ちゃんとその保護者に対しまして、赤ちゃんお1人につき1日限り、ブックスタートということで取り組んでおります。それはどういった事業かと申しますと、絵本を通して親子がゆったり触れ合う楽しい時間を持ってもらいたいという思いと、あと、地域みんなで子育てを応援しているんだよというメッセージとして、すすく7か月児育児相談という保健所でやっている事業があるんですけども、そちらを幾つか受ける中の最後のコースになると思うんですけども、そこにブックスタートというブースを設けてまして、ブックスタートボランティアの方が、保護者と赤ちゃんに絵本の読み聞かせをするというふうな事業となっております。読み聞かせが終わりましたら、ブックスタートのバッグ、今は手元にはないんですけども、トートバッグと絵本2冊という、きっかけづくりの事業でございます。

○伊藤委員 ありがとうございます。あと2つだけ。34ページの1の上から7行目に「小中学校にあっては、引き続いて普通教育を実施するため運営・維持に必要な事務を進めま

す。」という文章があるんですけども、もう少しわかりやすい形にさせていただけるとい  
いかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○教育総務課長 この部分につきましては、言われてみれば確かにわかりにくいなという  
認識を持ちました。円滑に教育を進めるため、消耗品の購入などを毎年行っている定例的  
な事業を進めるというような内容のことをここでは言うておまして、確かに普通教育  
とか、表現がわかりにくい部分もございますので、例えば小・中学校にあつては、引き続  
いて学校教育を円滑に進めるため運営・維持に必要な事務を進めますなど、今後機会を捉  
えまして、わかりやすい表現に変更、調整してまいりたいと思っております。

○伊藤委員 ありがとうございます。

最後ですけども、42ページの2行目に「義務教育における就学や転出入に係る適正な  
事務を執行し」ということが書いてあつて、適正な事務を執行されているということで、  
できれば、ここに書かなくてもいいんですけども、迅速な事務ということで、平成25年  
に文部科学省の大山課長から「病気療養児に対する教育の充実について」という通知が出  
ているんです。これは、入退院をするお子さんについての教育が維持できるようにとい  
う、空白をつくらないようにということで出ている通知ですので、当然されていると思  
うんですけども、迅速にということをもたここで改めてお願いをしたいと思いたすので、  
よろしくお願ひいたします。

○城田委員 青少年課の事業なんですけれども、宇宙飛行士の関連事業ということで、野  
口聡一さんが来年また国際宇宙ステーションに行かれるということが発表になっておりま  
すので、今年度から何か準備をするということは考えていらっしゃるのでしょうか。

○青少年課長 基本的には、壮行会、打ち上げ時の応援、帰還時の応援、帰国報告会、年  
4回程度開催している宇宙教室での応援を考えています。宇宙教室では、1月に「宇宙の  
夢」書初め会、5月にはISSとの交信等を考えています。4月に早速JAXAの方とお  
会いし8月9日が本市の宇宙記念日ですので、その日に壮行会、帰国報告会を実施したい  
旨を伝えたのですが、野口宇宙飛行士が帰国しているか不明であり、2ヶ月前でないと日  
程が決まらないのでその日に実施することは極めて難しいとのことでした。

現在、野口宇宙飛行士が来られない場合のことも想定した事業等を含め調整している  
ところですよ。

○城田委員 よろしくお願ひします。

○神原教育長 ほかにほよろしいでしょうか。

それでは、特にご意見等がなければ、日程第6 教委報告第16号平成30年度部及び課の業務計画についての報告を終了いたします。

日程第7 教委報告第17号平成30年度教育費の補正予算に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第7 教委報告第17号平成30年度教育費の補正予算に関する専決処分について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。48ページをごらんください。

本補正予算は、3つの事業について、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定に基づき、ご承認をお願いするものでございます。

49ページをごらんください。歳入といたしまして、県の委託事業であるかながわ学びづくり推進地域研究委託につきましては、県の予算の執行がおくれたため、45万8000円を計上させていただいたものです。

50ページをごらんください。歳出につきましては、茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会臨時会に係る経費、スクールソーシャルワーカー相談事業の拡充に係る経費、かながわ学びづくり推進地域研究委託に係る経費の3点について予算を計上いたしました。

細目60—1 学校教育指導関係経費といたしまして、いじめ防止対策調査会委員の報酬として67万6000円を、スクールソーシャルワーカーの報酬として310万5000円を、スクールソーシャルワーカーの社会保険料として58万円を、いじめ防止対策調査会委員及びスクールソーシャルワーカーの旅費として59万5000円、合計495万6000円を計上しております。

また、細目60—3 かながわ学びづくり推進地域研究事業費といたしまして、報償費として45万円を、消耗品費として8000円、合計45万8000円を計上しております。

以上ご報告いたしますので、ご承認をお願いいたします。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 60—3については、例えば生きる力の3つの柱を具体的にどうするかとか、主体的に対話できる機会、学びの実現に向けた授業改善をどうするかとか、そういうようなことについてのお金ですよと考えるとよろしいのでしょうか。

○学校教育指導課長 神奈川県の方からは、児童・生徒に基礎的、基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現

力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うため、家庭、地域との連携、協力を得て実践研究を実施し、その成果の普及を図るという内容として補助金をいただいております。

○伊藤委員 それは生きる力の3つの柱に関係したことということですか。

○学校教育指導課長 当然そのところにはかかっています。

○伊藤委員 そのために茅ヶ崎市教育委員会としてどういうことをするかということの研究していきますよという。

○学校教育指導課長 これにつきましては5校に研究委託をしております、おおむね9万円ずつの報償費を入れていただき、各学校が創造的な教育課程等を編成するために、恐らく講師を招聘するための報償費として使っているのが今までの経緯では多いところがございます。

○神原教育長 これは単年度事業ということでしょうか。

○学校教育指導課長 はい。

○神原教育長 過去にもこれは継続しているものですね。

○学校教育指導課長 毎年継続しているんですが、本年度に限りましては、神奈川県からの予算の計上がおくれたために、今回補正予算ということで計上させていただいていると思います。

○神原教育長 よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見等がなければ、日程第7 教委報告第17号平成30年度教育費の補正予算に関する専決処分についての報告を承認することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、承認することといたしました。

次に、日程第8 教委報告第18号下寺尾に所在する西方遺跡の国指定史跡への意見具申についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第8 教委報告第18号下寺尾に所在する西方遺跡の国指定史跡への意見具申についてにつきましては、社会教育課長よりご説明申し上げます。

資料は51、52ページと、本日別紙で配付させていただきました、下寺尾西方遺跡における弥生時代環濠集落の国史跡指定に係る具申についてという資料及び図面資料をごらんください。

本案は、平成27年3月10日に古代の役所跡が国史跡に指定されました。下寺尾官衙遺跡群の高座郡衙のエリアに新たに弥生時代環濠集落の国史跡指定を文化庁に対して具申するものでございます。別紙資料をごらんください。北陵高校旧校地のある大地には、複数の時代の遺跡が重なって確認されている西方遺跡がございます。古代の遺跡については下寺尾官衙遺跡群として国史跡に指定され、保存されています。一方で、史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画の中では、史跡の本質的な価値の1つとし古代に限らず、地域の歴史の変遷を知ることができる重層遺跡ということが掲げられてございます。これに基づき、このたび西方遺跡に存在する遺跡の中でも評価の高い弥生時代について、古代の官衙遺跡群と重ねての史跡指定を国に具申するものでございます。

別紙の図面資料をごらんください。西方遺跡の環濠集落は、図面の点線に示しますように、複数の時期にわたって拡張された形跡が確認されてございます。拡張期の規模は、弥生時代中期後半において、南関東地域で確認されているものでは最大規模となります。集落の拡張規模が当初の2倍以上であること、弥生時代中期後半における集落の形成から廃棄に至るサイクルを研究し、当時の社会状況の把握にも資する遺跡として評価してございます。また、集落の立地や遺物から地域の拠点としての役割を果たしていた集落であることもうかがわれることから、弥生時代の環濠集落の研究に欠かせない遺跡と評価し、国史跡の指定を受け、保存と活用を図るものでございます。

具申の範囲は主に北陵高校旧校地敷地とそれを取り囲む道路、めぐみの子幼稚園の敷地で、既に官衙遺跡群として国史跡指定を受けている範囲に、高校西側や南東で地権者の同意を得た畑等の土地を新たに加えた範囲で考えてございます。

指定に向けてのスケジュールは、別紙資料4に示すとおりで、来年度末の官報告示による指定を目指すものでございます。

説明は以上でございます。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第8 教委報告第18号下寺尾に所在する西方遺跡の国指定史跡への意見具申についての報告を終了いたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は人事に関する案件でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

午後 3 時49分閉会